

融資・リース・保証

補助金・税制・出資

情報提供・相談

セミナー・研修・イベント

法律等に基づく支援

## 『設備投資を行った場合の税制措置を知りたい』

## 中小企業投資促進税制

機械装置等を導入した場合、特別償却又は税額控除の適用を受けることができます。

## 対象となる方

青色申告書を提出する、資本金又は出資金の額が1億円以下の法人等(※)又は常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人

(※)資本金又は出資金の額が1億円以下であっても、次の法人は本税制の措置を受けることができません。

- ①大規模法人(資本金等の額が1億円超の法人等)から2分の1以上の出資を受ける法人
- ②2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人

## 対象となる設備

下表の設備であって、指定事業の用に供するものが対象となります。なお、生産性向上に資する一定の設備(「先端設備」又は「生産ラインやオペレーションの改善に資する設備」)に該当するものを導入した場合には、上乗せ措置の適用を受けることができます。

対象設備	上乗せ措置の適用		金額要件等
	先端設備(※1)	生産ラインやオペレーションの改善に資する設備(※2)	
機械装置	適用あり	適用あり	1台 160万円以上
測定工具・検査工具	適用なし	適用あり	1台 30万円以上かつ 複数台計 120万円以上
一定の電子計算機	適用あり(※3)	適用あり	複数台計 120万円以上(※5)
一定のデジタル複合機	適用なし	適用あり	1台 120万円以上
試験又は測定機器	適用あり	適用あり	1台 30万円以上かつ 複数台計 120万円以上
一定のソフトウェア	適用あり(※4)	適用あり	複数合計 70万円以上(※6)
普通貨物自動車	適用なし		車両総重量 3.5t以上
内航船舶	適用なし		対象は取得価額の75%

※1、2「先端設備」、「生産ラインやオペレーションの改善に資する設備」とは、対象設備のうち、以下の要件をそれぞれ満たす設備。

先端設備	生産ラインやオペレーションの改善に資する設備
①最新モデルであること(ソフトウェア組込型機械装置の場合 は一代前モデルも含む) ②旧モデルと比較し、生産性が年平均1%以上向上するもの(ソフトウェアを除く)	①設備投資による効果として年平均の投資利益率が5%以上となることを見込まれることにつき、税理士又は公認会計士の事前確認を受けた上で、経済産業大臣(経済産業局)の確認を受けたもの

※3 サーバー用のオペレーティングシステムが書き込まれたもの又はサーバー用のオペレーティングシステムと同時に取得又は製作されるものであることが必要。

※4 設備の稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能を有するものであることが必要。

※5 上乗せ措置の適用を受ける場合は、1台30万円以上かつ複数台計120万円以上であることが必要。

※6 上乗せ措置の適用を受ける場合は、1台30万円以上かつ複数合計70万円以上であることが必要。

## &lt;指定事業&gt;

製造業、建設業、鉱業、卸売業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業、ガス業、小売業、料理店業その他の飲食店業(料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する事業を除く)、一般旅客自動車運送業、海洋運輸業及び沿海運輸業、内航船舶貸渡

業、旅行業、こん包業、郵便業、損害保険代理業、情報通信業、駐車場業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業、映画業、教育、学習支援業、医療、福祉業、協同組合、サービス業（廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、職業紹介・労働者派遣業、その他の事業サービス業）、農業、林業、漁業、水産養殖業（注 風俗営業法上の性風俗関連特殊営業に該当するものを除く）

## 措置の内容

取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除の適用を受けることができます（ただし、資本金又は出資金の額が3千万円を超える法人は、特別償却の適用のみを受けることができます）。

上乗せ措置の適用がある設備については、要件を満たす場合、即時償却又は取得価額の10%の税額控除（資本金又は出資金の額が3千万円を超える法人は7%）の適用を受けることができます。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引により導入した設備は、税額控除の適用のみ受けることができます。

対象者	通常措置 (生産性向上に資する一定の設備以外)		上乗せ措置 (生産性向上に資する一定の設備)	
	特別償却	税額控除	特別償却	税額控除
・個人事業者 ・資本金3千万円以下の法人 ・農業協同組合等	30%	7%	即時償却	10%
・資本金3千万円超の法人	30%	適用なし	即時償却	7%

## 手続の流れ

（通常措置、上乗せ措置共通）

（1）確定申告書等に必要事項を記載し、最寄りの税務署に申告して下さい。

（上乗せ措置のみ）

（1）「先端設備」については、機器メーカー等から、先端設備の要件を満たしていることの証明書を手して下さい。（機器メーカー等は、工業会等から、当該証明書を手して下さい。）

（2）「生産ラインやオペレーションの改善に資する設備」については、投資計画を策定し、その内容について、税理士又は公認会計士に事前確認を受けた上で経済産業局の確認を得て下さい。

## 適用期間

平成29年3月31日まで

## お問い合わせ先

国税庁、国税局（事務所）または税務署の税務相談窓口にお問い合わせ下さい。なお、上乗せ措置（「生産ラインやオペレーションの改善に資する設備」）に係る投資計画の確認については、設備導入場所の最寄りの経済産業局にお問い合わせ下さい。

北海道経済産業局地域経済課（直通：011-709-1782） 東北経済産業局中小企業課（直通：022-221-4922）  
 関東経済産業局中小企業課（直通：048-600-0321） 中部経済産業局中小企業課（直通：052-951-2748）  
 中部経済産業局北陸支局産業課（直通：076-432-5401） 近畿経済産業局中小企業課（直通：06-6966-6065）  
 中国経済産業局地域経済課（直通：082-224-5684） 四国経済産業局中小企業課（直通：087-811-8529）  
 九州経済産業局企業支援課（直通：092-482-5435） 内閣府沖縄総合事務局中小企業課（直通：098-866-1755）